

# ○大府市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦及び寡夫の世帯（以下「母子家庭等」という。）が、日常生活に支援が必要となったとき、又は日常生活を営むのに支障が生じているときにおいて、その家庭に対して家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図ることを目的として実施する大府市母子家庭等日常生活支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で「母子家庭」とは、配偶者と死別した女子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる者が、児童を扶養している家庭をいう。この場合において、第2号、第3号及び第7号の規定による行方不明、遺棄等の日が公簿上等で確認できないときは、市長がその事実を確認した日をそれぞれ行方不明、遺棄等の日とする。

- (1) 離婚した者であって現に婚姻をしていないもの
- (2) 配偶者が行方不明の者
- (3) 配偶者から遺棄されている者
- (4) 配偶者が法令により拘禁されている者
- (5) 婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの
- (6) 配偶者が大府市遺児手当の支給に関する規則（昭和52年大府市規則第16号。以下「遺児手当支給規則」という。）第2条第2号に規定する程度の障害の状態にある者
- (7) その他前各号に準ずる状態にある者

2 この要綱で「父子家庭」とは、配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる前項各号に掲げる者が、児童を扶養している家庭をいう。この場合において、同項第2号、第3号及び第7号の規定による行方不明、遺棄等の日が公簿上等で確認できないときは、市長がその事実を確認した日をそれぞれ行方不明、遺棄等の日とする。

3 この要綱で「寡婦」とは、配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの及びこれに準ずる次に掲げる者で、自らの力によって日常生活を維持しているものをいう。この場合において、第1号、第2号及び第5号の規定による行方不明、遺棄等の日が公簿上等で確認できないときは、市長がその事実を確認した日をそれぞれ行方不明、遺棄等の日とする。

- (1) 配偶者が行方不明の者
- (2) 配偶者から遺棄されている者
- (3) 配偶者が法令により拘禁されている者
- (4) 配偶者が遺児手当支給規則第2条第2号に規定する程度の障害の状態にある者
- (5) その他前各号に準ずる状態にある者

4 この要綱で「寡夫」とは、配偶者のない男子であって、かつて配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの及びこれに準ずる前

項各号に掲げる者で、自らの力によって日常生活を維持しているものをいう。この場合において、同項第1号、第2号及び第5号の規定による行方不明、遺棄等の日が公簿上等で確認できないときは、市長がその事実を確認した日をそれぞれ行方不明、遺棄等の日とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は大府市とし、事業の一部を特定非営利活動法人等に委託することができる。

(派遣対象家庭)

第4条 家庭生活支援員の派遣の対象となる家庭（以下「対象家庭」という。）は、市内に住所を有する母子家庭等で、次の各号のいずれかの理由又は場合により、日常生活に支援が必要なものに限るものとする。

- (1) 自立支援に必要な理由（技能習得のための通学、就職活動等）
- (2) 社会的理由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加）
- (3) 生活環境が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合

(対象家庭の登録)

第5条 この事業を利用しようとする者（次項において「申請者」という。）は、あらかじめ家庭生活支援員派遣対象家庭登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、家庭生活支援員を派遣する必要があると認めるときは、家庭生活支援員派遣対象家庭名簿（第2号様式。以下「名簿」という。）に登録するとともに、申請者にその旨を通知するものとする。

3 前項の規定により名簿に登録された者で、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、家庭生活支援員派遣対象家庭登録辞退・変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条に該当しなくなったとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) その他同一世帯の者に異動があったとき。

(家庭生活支援員の派遣の申込み)

第6条 名簿に登録されている者が家庭生活支援員の派遣を希望するときは、家庭生活支援員派遣申込書（第4号様式。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要すると市長が認めるときは、前項の手続を口頭によって行うことができる。ただし、派遣決定後、速やかに、申込書を提出しなければならない。

3 名簿に登録されていない者が家庭生活支援員の派遣を希望したときにおいて、市長が当該派遣の必要があると認めるときは、前条第1項及び第2項の規定による登録の手続及び第1項の規定による申込みの手続を同時に行うことができる。

(家庭生活支援員の派遣の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申込書を受理したとき、又は同条第2項の規定による口頭の申込みがあったときは、名簿と照合し、適当と認めるときは、家庭生活支援員派遣決定通知書（第5号様式）を申込者に送付するものとする。

(家庭生活支援員の条件)

第8条 家庭生活支援員は、訪問介護員（ホームヘルパー）の研修の課程を修了した者でなければならない。

(派遣の内容)

第9条 家庭生活支援員は、派遣を受けた者（以下「利用者」という。）の居宅における家事、介護その他の附帯する日常生活の支援を行うものとする。

(派遣の期間等)

第10条 派遣の期間は、同一家庭について1月当たりおおむね5日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用者の申請により、必要最小限の範囲内で延長することができる。

2 派遣の時間は、午前7時から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 1日の派遣の時間は、おおむね8時間以内とする。

(手数料等)

第11条 利用者は、大府市手数料条例（昭和45年大府市条例第49号）の定めるところにより手数料を納めなければならない。

2 手数料の額は、別表に定める1時間当たりの利用者負担額（以下「負担額」という。）に派遣を受けた総時間数（1時間未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を乗じて得た額とする。

3 事業に付随する物品、交通費その他の実費は、利用者の負担とする。

(家庭生活支援員の報告)

第12条 家庭生活支援員は、派遣終了後速やかに、家庭生活支援員生活支援報告書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

(家庭生活支援員の義務)

第13条 家庭生活支援員は、その業務を行うに当たって、対象家庭に属する者の人格を尊重し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(関係機関との協力)

第14条 市長は、この事業を実施するに当たり、民生児童委員、母子・父子自立支援員、事業の一部を委託した団体等との連絡を密にし、対象家庭の生活状況を把握するよう努めなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月15日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

母子家庭等日常生活支援事業費用負担基準

利用者の世帯区分	利用者負担額（1 時間当たり）
生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付を受けている世帯並びに市民税非課税世帯	0 円
児童扶養手当支給水準の世帯	1 5 0 円
上記以外の世帯	3 0 0 円

備考 児童扶養手当支給水準の世帯とは、利用者の属する世帯の生計中心者の前年（1 月から 1 0 月までの間にあっては前々年）の所得（児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）第 9 条第 2 項に規定する養育に必要な費用は含まない。）が児童扶養手当法施行令（昭和 3 6 年政令第 4 0 5 号）第 2 条の 4 第 2 項及び第 3 項に定める所得制限限度額未満の世帯をいう。